

阿賀野市条例第 3 4 号

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年阿賀野市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

2 市長	妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	特定不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 に次のように加える。

1 6 市長	妊産婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの （１） 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） （２） 外国人生活保護関係情報 （３） 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）、船員保険法（昭和 1 4 年法律第 7 3 号）、私立学校教職員共済
--------	------------------------------	---

		法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
17 市長	特定不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。) (2) 医療保険給付関係情報
20 市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 地方税関係情報

		(2) 医療保険給付関係情報 (3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第13条各号に規定する情報
2 1 市長	子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3中

「

1 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---------	--	----	--

」

を

「

1 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの (1) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する情
---------	--	----	---

			報 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 (5) 生活保護関係情報 (6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報 (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報 (8) 外国人生活保護関係情報
--	--	--	---

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。